

第2回「自然エネルギー市民委員会」議事録

（以下すべて敬称略です）

- 日時：2002年10月24日（木） 15時～17時
- 場所：参議院議員会館第3・4会議室
- 出席者：末尾「出席者リスト」参照
- 司会：大林ミカ、畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN））
- 当日配布資料：

進行案、参加者リスト（表裏）

RPS 新法 / 風力発電事業者側からの問題点（風力発電事業者懇話会レジュメ）

電力会社から見た新エネ利用特措法（東京電力レジュメ）

（参考資料）東京電力の自然エネルギーへの取り組み

宮城県条例関係資料（5点） ・ 検討経過

・ 意見募集について

・ 特別委員会報告書

・ 宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例（議案）

・ 議案提案理由

政省令で議論すべき論点（GEN 作成の論点整理）

（参考資料）廃棄物関係のメモ（10月10・11日付け藤原氏・関根氏のメモ）

（参考資料）北海道電力の「15 / 25 万 kW」の説明資料（同社 WEB より）

（参考資料）北海道滝川市の構造改革特区申請について

（参考資料）水力発電等の売電等に関する調査

（参考資料）RPS 法策定過程の資源エネルギー庁と法制局のやりとり

●議事次第

- 1 開会
- 2 関係者からみた新エネ利用特措法
 - 2.1 報告・風力事業者として 堀俊夫（風力発電事業者懇話会）
 - 2.2 報告・一般電気事業者として 吉田恵一（東京電力株式会社）
 - 2.3 質疑
- 3 地方からの事例
 - 3.1 報告・宮城県自然エネルギー等・省エネルギー条例について 遊佐雅宣（宮城県議会議員）
 - 3.2 質疑
- 4 出席の国会議員から
- 5 現時点までの論点整理など 飯田哲也（GEN）
- 6 全体討論

● 議事録

1 開会

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 第一回目は現状認識と、廃棄物発電の引き起こす包括的な問題点をサーベイした。
- ・ 第二回目の今回は、新エネ特措法の進展によって現在地方自治体や事業者のエネルギー事業がどのような位置にあるのかということ、自然エネルギー事業者、電力会社のそれぞれのお立場から報告していただき、検証していきたい。また、地方からの事例報告として、宮城県で今年の 7 月に「自然エネルギー等省エネルギー促進条例」が採択された。非常に有意義な地方の取り組みということで、報告していただく。3 点目として、これまでに出版された論点整理をし、最後に全体をまとめて終わりたいと思う。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 配布資料の確認

2 関係者からみた新エネ利用特措法

2.1 報告・風力事業者として 堀 俊夫（風力発電事業者懇話会）

（当日配布資料：R P S 新法 / 風力事業者側からの問題点）

電源毎の利用目標(義務量)の設定

- ・ 新エネルギーに関わる電源は、いわゆる再生可能エネルギーとそれ以外のものに大きく二分されるが、新法の精神でもある地球環境にも資するとの観点からすれば、一般的に見て発電原価で優位にある非再生可能エネルギー（廃棄物発電など）を無差別且つ同列で取り扱うことには疑問がある。
- ・ 更に、今までの新エネ部会の議論は、各種の電源ごとのポテンシャルとその特徴(出力変動の影響など)を前提に進めて来たものであり、そこで確認、了承された数値は(例えば風力は 3,000MW)は一種の政策的な目標数値であり、実現のために最大限の努力が払われるべきである。
- ・ かかる観点に立てば、新法の施行当初こそ各種新エネルギーの導入が目標数値に沿ってバランス良く進むかどうかの鍵を握っており、是非とも電源ごとの導入目標値を設定すべきである。

利用目標(義務量)の確実な達成

1) 優先接続の原則と系統連系対策の強化拡充

- ・ 新法の前提とはなっていないが、昨年の総合資源エネルギー調査会でも確認された各種新エネルギーの 2010 年における導入目標の内、風力発電は 3,000MW である。一方で、我が国の風資源は地域的には北海道、東北に偏在しており、且つ一般的に見ても適地は電力の需要地から遠隔地に存在している。従って、これらの地域における電力系統の強化拡充なくして、上記の目標値の達成は困難である。
- ・ 一方で、この系統強化の必要性に関しては現在まで具体的な議論がほとんどなされておられない。ついては、早急に新エネルギー導入に関わるいわゆる「優先接続」の原則につき公開の場で議論、確認し、その上でこの原則に基づく具体的な系統強化策とその財源の手当て、建設・運営の主体の在り方などにつき、議論を開始すべきである。

・10月4日に懇話会として経済産業省のRPS室の堀室長に話をしに行ったが、今回の政省令では系統連系に関しては定められないと言っていた。もちろん策定後はどんどん意見を言ってほしいと言っていたが。

2) Penalty 制度の導入

・新法では経済産業大臣の勧告、命令に違反した場合、最大100万円の罰金が規定されているが、これでは義務を課された者に十分な履行の動機付けを与えることは不十分であり、不履行の度合いに応じた明確な制裁として kWh 当たりの penalty を適用すべきである。この効果は、同様のシステムを採用している英国の例からも明らかである。

・上記の penalty 導入の効果は、義務負担者の「義務履行の価値」に関する最低限の市場価値を提示することにもなり、結果としてこれに「電力としての価値」を加えた新エネルギーの市場価格が示されることにも繋がる。

・逆に、新エネルギーの市場が形成されず、長期の売電契約が成立不可能な状況では、多額の投資を必要とする新エネルギー事業者は、事業リスクが取れず又第三者（銀行等）からの資金調達も困難となる。

3) 補助金制度の継続と改善

・風力の利用目標値を達成する為には今後順次条件の悪いサイトへと移行せざるを得ない観点も含め、現行水準以上の補助金の継続が必要であり、且つ投資を促進するインセンティブとして、免税等の投資家への税制上の優遇措置が望まれる。

・又、補助金は建設費補助ではなく設備完成後の実発電量(kWh)に対して行うことが合理的であり、これは実発電量をベースとしている新法の方針とも合致しており、かつこの制度を導入すれば審査にかかわる行政コストも大きく低減することが可能になる。

環境付加価値の取り扱い

1) 義務履行の意味づけ

・現在風力発電から発生する電力の取引は、発電事業者と風力発電所が所在する地域の電力会社との二社間のものに限定されており、又この二社間で締結される電力受給契約上では「将来発生する全ての付加価値は、電力会社に帰属する」と明記される傾向にある。

・一方で、いわゆる排出権などを含む環境付加価値に関して我が国においては明確な市場もなくまた議論も未成熟である。かかる現状下で、二社間の私契約とはいえ、電力受給契約に環境付加価値の帰属について明記することには公正性・合理性の根拠を欠く。従って、混乱を避けるためにも、今後整備される政令、省令においては、「RPS 新法に基づく取引は、同法律により課される義務の履行にその効果・価値が限定される」旨、明記されるべきである。

注

・既設(運開済み)設備の取り扱い

新法の規定においては、既に運転を開始している設備の取り扱いが必ずしも明確ではなく、仮に、これら既設設備も新法の対象設備に含まれ義務対象者に off-set 効果が認められる場合にも、上記と同様に off-set 効果以外の環境付加価値の帰属の問題が発生する。

2) 電力価値(価格)の統一

・新法下における新エネルギーから発生する電力の取引価格は、いわゆる「電力としての価値」と「義

務履行の価値」の二つから構成されるところである。

・一方で、「電力としての価値」の意味・内容、レベルについては、電気事業者と新エネルギー発電事業者との間には見解の相違があると思われる、また同時に個々の電気事業者間においても、電源の種類の構成や経営状況などにより、そのレベル(価格)にはバラツキが存在する。

・かかる状況は、新法の施工に当たり不要な混乱をも引き起こす懸念があることから、政府による一定の考え方が示されるべきである。

2.2 報告・一般電気事業者として 吉田恵一（東京電力株式会社）

（当日配布資料：「電力会社から見た新エネルギー利用特措法」他参考資料）

当社のこれまでの自然エネルギー普及への取り組み

詳細略

（詳細は当日配布資料参照：参考資料「東京電力の自然エネルギーへの取り組み」P.5 から）

- 1) これまでの電力会社の取り組み
 - 研究用および自家用新エネルギー設備などの導入
 - 余剰電力購入メニュー・事業用風力購入メニューの導入
 - 市民団体の支援
- 2) グリーン電力制度
- 3) 今後の新エネルギー導入について

新エネルギー利用特措法(制度)に関する電力の考え方

・日本で成立した法律は諸外国で検討・導入されているものとは異なっている様子。まだ現時点では法律の詳細が明らかになっておらず、われわれも暗中模索という状況。現時点でわかっている本法の概要に関して、考えているところを述べたい。

・この法律では、この制度で期待されている機能を有効に働かせること、かつ、公平で実効性のあるものにすることを私たちは強く意識している。そのために以下の4つのポイントが必要ではないかと考えている。

1) 適切な利用目標の設定

・2010年の目標値に関しては、昨年の総合資源エネルギー調査会で取りまとめられた新エネルギー導入目標のうち、電力相当分にあたる部分が目標値になってくると予想している（115億kWh）。この目標自体もとても過大なきつい目標であると認識していて、達成するためには相当に我々、あるいは国民全体で新エネルギー普及に努力していかなければならないと考えている。

・年度ごとの目標値について、来年からどうなるのかということも深刻な問題。2010年に向けて直線的に目標値を設定する、来年から大規模な新エネルギーの導入を開始するというような目標は非現実的であり、制度導入当初はこれまでの増加トレンドを踏まえた現実的な目標設定としていただきたい。背伸びをすれば届く程度の目標値にしていきたい。

2) 環境価値の価格の歯止め

・環境価値については売り手市場になるのではないかと考えている。われわれとしては義務があるので、目標値を達成しなくてはならず、歯止めをかけていただかないと価格がいくらでもつり上がっていき、電力会社、ひいては消費者の負担が増大しかねない。

3) 系統連系対策

- ・当面は新市場拡大措置検討小委員会の報告にもあったように、3年間を目途として追加的な特段の系統対策の負担が生じない範囲で利用目標を設定していただきたい。一定量を超えると、送電線の増強など系統対策を行うコストを一時的には電力会社が負担しなくてはならない。その際、全国で平等に負担する仕組みが必要だと考えているが、現時点においてはそのような制度が検討されていないためだ。

4) 自家発電事業者への義務づけ

- ・法律上、自家発電事業者は義務対象にはなっていないが、温暖化対策は国民全体で広く公平に負担する仕組みが不可欠だと考えている。よって、電気事業者のみならず発電を行うものすべてが負担する制度にするということを、次回の検証の時には考慮してほしい。真偽は定かではないが、特定規模電気事業者については、義務を延期するという報道もなされているが、それは公平な負担という点から見ると問題ではないかと思う。

5) 既存分の認定について

- ・当初は、新規導入分だけが対象との想定であり、新エネ部会の議論でもそのような前提であった。しかし、既存分と新規分の区別がされなくなってきたため、多少の当惑がある。あくまで、この法律は新エネの普及拡大のため新規分について補助を与えるものであって、コスト的に成り立っている既存分がこの制度によってなんらかの経済的補助を受けるとするのは問題だと考えている。この点について、なんらかの手当てをしていただきたいと思っている。

施行3年後の制度全般の実績検証

- ・この制度自体、わが国において初めての制度。よって、3年後の法改正の際には、必要に応じて柔軟に制度を見直していくべきだと現在われわれとしては考えている。

2.3 質疑

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・堀さんのコメントは来週の新エネ部会に提出するのか。

堀 俊夫（風力発電事業者懇話会）

- ・懇話会としては来週の新エネ部会の内容を踏まえてタイミングを見計らって出そうと考えている。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・公式には来週の新エネ部会は利用目標を議論する場で、政省令については参考までに紹介する程度にとどめると資源エネ庁から説明を受けた。来週の新エネ部会で出すのがおそらく最後のチャンスではないかと思っている。
- ・東京電力としては何か出されるのか。

吉田 恵一（東京電力株式会社）

- ・当社は（新社長の）勝俣が新エネ部会の委員になっているが役職が変わったため、代理出席を考えている。利用目標については、私が先ほど述べた通りになると思うが、それ以外については議論される内

容によってくると思っている。

渡辺 雅樹（持続可能社会研究会）

・東京電力の系統連系対策の話について、説明してほしい。対象とする電源を認定されたら、電力会社は必然的に系統につなぐ優先接続が国の政策に対する義務ではないかと思う。しかし、先ほどの説明では追加的な系統の不要な範囲で協力すると言っているように聞こえる。もちろん、コストは公平に負担すべき。本当の電気料金と託送料金で明確に分けて、送電にかかるコストを明確に消費者や株主に説明してくれば、新たな設備投資で資産形成になり 15%の利益を得えられるわけだから、事業の拡大のチャンスではないかとさえ思う。なぜ後ろ向きなのか理解できない。

吉田 恵一（東京電力株式会社）

・決して後ろ向きではない。まずは、義務量を達成しなくてはならないのでむしろ新エネ発電が増えてほしいと考えている。設備認定されたものに対しては系統につなぐ義務があるのではという話だったが、手続き上系統連系の話は設備認定される前になされるものであり、つまり、系統連系されて利用可能になってから設備認定されるのが通常と考えられる。

・山間僻地などに設置された発電設備の連系コストを電力会社が負担する気がないという話があったが、そうではない。自然エネルギーは地域偏在のエネルギーであり、例えば風力であれば東北電力エリアが多い。この場合、風力の連系コストの多くが東北電力の負担になってしまうことになり、その地域の消費者だけの負担になってしまう。これはおかしいので、国全体として公平な負担をする仕組みを考えていくべきだと思い、先ほど申し上げた。現在のところは、そのような公平な負担の制度が考えられていないため、新市場拡大措置検討委員会でまとめられたように 3 年間を目途として公平な制度の検討が進められてから、系統対策を実施すべきだと思っている。決して、コストを負担するのが嫌などと言っているのではない。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

・これは、電力自由化の議論と非常に重なってくる内容であり、私たちと非常に近い意見でもある。しかし、果たして検討するのが 3 年後でいいのかという問題があると思う。

・次は宮城県の遊佐議員からお話をいただく。宮城県では、GEN が国会で提出を進めてきていた自然エネルギーの買取法を先駆けて県で取り組んでこられた。その経緯などについてご説明いただく。

3 地方からの事例

3.1 報告・宮城県自然エネルギー等・省エネルギー条例について 遊佐雅宣（宮城県議会議員）

（当日配布資料：宮城県条例関係資料【5 点】）

・7 月に制定した条例について、制定の経過と若干の説明をさせていただく。

・エネルギー問題は、教育と並んで政治が取り扱うべき最も大きな問題の一つである。それを地方でどのように取り組むのかに関して、国会議員の仕事ではないかという考えもあるが、我々としてはそうだとともにそれをサポートする、または独自の活動をすることはできないかと考えた。

・まずは、4 人の議員でヨーロッパに調査旅行に行った。スウェーデンの環境党（原発廃止を国会に提案した）、ウィーンの IAEA、OPEC 本部を訪問した。スウェーデン環境党では、原発廃棄を決意

した経緯や理論を学んだ。そこでもらってきた資料によると、原発をやめて太陽だといっている。太陽は自然エネルギーを象徴しているようだった。IAEAでは原子力発電の現状と将来ということに関して勉強した。これはやばいのではないかと思った。97年時点ではIAEAが持っていた資料でウランがあと43年で多くない。プルサーマルはあのような状態。過度に頼れないのではないかということを考えてたわけだ。そして、OPECに行き先行き何年くらい石油産油国は人類にエネルギーを供給できるのかと聞いたら、非常にあやふやな答えでして、40～70年とのことだった。掘削技術の開発次第、その技術開発は日本のお金次第だというような話で、非常に不安になった。

・調査訪問から帰ってきて、エネルギー問題に早速取り組もうということで、自民党宮城県連の中にプロジェクトチームを立ち上げた。折りしも愛知和男前衆議院議員が県連会長に就任され、非常にこの方面に熱心な議員の方だったので、色々なことを提供してもらって、勉強した。東北大学の西沢学長や、こちらの飯田さんや、トーマンの部長さんに来ていただいたり、その他国内の様々な施設を見学したりして勉強を重ねていった。まずは、風力に力をいれ、港が沢山あるから波力、温泉もあるから地熱、などいろいろ研究した。

・その間にそれぞれの議員が様々な形で県に提言していったが県はさっぱり動かないので、条例を作るしかないという考えに至った。

・平成12年に再度、ドイツのアーヘンとフライブルグに調査訪問した。民間で行政にどんどん提言してやらせていくというモデルを勉強した。イタリアの通産省にも行った。イタリアもエネルギーのほとんどを輸入に頼っているため、さほど政策はないのではないかと思っていたが大間違いだった。EUの共通政策がある関係で、非常に参考になる白書などを頂いた。通産省の担当者の「わたしは原子力発電の専門家だが、国会が原子力廃止の決議をしてくれてよかったと思っている」という発言が印象的だった。

・そこから帰ってきてから、いよいよ議会で条例を作る段取りに入らなくてはならないということになり、昨年6月に県議会の中に「自然エネルギー調査特別委員会」を正式に立ち上げた。様々な会議や検討会を重ねて、条例の制定に至った（その他の経過については、当日配布資料「検討経過」を参照）。特にこの間、東北大学研究者や東北電力、民間企業、消費者など様々な方から意見を頂きながら、段取りを踏んでいった。

・成立した条例の意図は、もちろん自然エネルギーの普及促進だが議会在条例を制定するには、私どもが97年に欧州に行きつづいた同様に、県民にも自然エネルギーの重要性やエネルギー問題への関心を認識してもらうことが必要だと考え、太陽光の設置や各家庭でもできる「省エネ」ということも法律の中に含めていった。あくまで私たちは、「自然エネルギー」というところにこだわった。

・条例の特徴としては、数値目標を入れるということ。それによって、実効性を担保させていこうとした。これに関しては、県執行部の相当強い抵抗があった。もともと彼らにはエネルギー政策というのは国策であるという考え方があったので、職員の考えから変えるところから始めなくてはならないということで、担当の職員に来てもらって議論するというような努力もした。

・買い取り責務に言及した（努力目標ではあるが）。原子力発電については、全否定ではないが、過度に依存すべきではないという表現にとどめた。

・一番の問題は、検討委員会を立ち上げるというのが行政にとって辛かったようだ。

・その他、県民の皆さんにインターネットを通じて意見をいただくようなこともした。これはエネルギー政策にとってというよりも、議会の取り組みとして初めてで画期的だったようだ。（当日配布資料「意

見募集について」参照)

3.2 質疑

藤原 寿和 (止めよう!ダイオキシン汚染・関東ネットワーク)

・条例の第2条の14号について。国には廃プラスチック発電が入っているわけだが、宮城県条例策定の際には、廃プラに関してはどのような議論があったのか。

遊佐 雅宣 (宮城県議会議員)

・この件については、議論はまだしていない。検討委員会の中で議論することになっていると思う。

吉岡 洋介 (奈良県緑化推進協会)

・第2条の4号について、水力発電の規定が出力3万キロワット以下になっているのはどうしてか。

遊佐 雅宣 (宮城県議会議員)

・詳しくはわからないが、東北大の西沢学長等から出された基準ではないかと記憶している。

吉岡 洋介 (奈良県緑化推進協会)

・前回の市民委員会でGENからもらった経産省の資料でも、水力発電の規定に関しては黒塗りにあっている部分が多かった。このあたりはどうなっているのか。この条例では、自然エネルギーを対象にしているのだから、当然廃プラは対象にならないだろうと思う。

大林 ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・エネルギー政策は国でやるべきものだという話もあったが、宮城県には原発もあるので非常に軋轢もあり大変だったと思う。今日は国会議員にも何名か出席いただいているので、お話を伺いたい。

4 出席の国会議員から

4.1 金田 誠一 (衆議院議員・民主党)

・これから政省令が定まっていくが、正直心配である。どれほど実効性を伴うのかという点について。今日は、自然エネルギー発電事業者の意見も伺うことができ、本当にもっともな指摘だと受け止めている。そのような点に関して政省令の中で少しでも前進するように努力していこうと思っているし、もっと根本的にはインセンティブが働き導入目標もきちんと設定された国際的にも通用するような制度を皆さんとともに作っていきたいと考えている。

4.2 鮫島 宗明 (衆議院議員・民主党)

・今年の夏に飯田さんから紹介してもらいスウェーデンに行ってきたが、バイオエネルギーもちゃんとしたコスト的裏づけなり、インセンティブをつけないと普及しないという気がした。事業者の人も、公的な支えがなくて、こんなことはできるはずがないと言っていたし、日本にはない平地森林が広がっていて、日本のような急傾斜のところではなかなか「さあ今度はバイオマスエネルギーだ」というのも難

しいという印象を受けた。林野庁は、今年こそ予算獲得のチャンスだと、バイオマスニッポンを掲げているが、是非だまされないように。

・平成 17・18 年から義務化される食品リサイクルは、農水省が中心になっているので、利用先が農業分野に限定されている。餌か肥料かメタンガス、一部油にしていという事になっているが、うっかり食品残渣で餌にして食品分野に渡すと賠償補償問題等が出てくる可能性が出てくるため（「あなたのところの餌を食べさせたから、肉質が落ちたのだ」など）、えさにはしないと。肥料で利用するというのも、素材がわからないので難しい。私は、うまく燃やしてサーマル利用すれば一番いいのではないかと考えているが、不思議なことに食品リサイクルの中にはサーマル利用が入っていない。炭化は良いということになっているが、結局は役所の縦割りで農水省の権限の中で利用できる範囲に限定しているため、そうなっていると思う。これからはコストとの関係が厳しくなってくると思うし、第 2 世代に入ればリサイクルに必要なエネルギーが逆にかかってくるという話が淘汰されてくるだろうし、食品リサイクルもその典型的世界になってくると思う。

・環境税の論議が本格化してきている。今回の話が、それともリンクして、リーズナブルに実現していくようにと思う。

4.3 山内恵子（衆議院議員・社民党）

・なかなか出席できないでいたので、今日は勉強させていただこうと思って来た。

5 現時点までの論点整理など

5.1 論点整理等 飯田哲也（GEN）

（詳細略：当日配布資料「政省令で議論すべき論点」（GEN 作成）ほか参考資料を参照のこと）

・北海道の滝川市が構造改革特区で新エネルギー特区を申請していた。しかし、今回の法律で対応できるので、規制改革特区での対応はしないというようにごまかされてしまっている。このような地域での取り組みをわれわれとしても支援して行きたい（当日配布資料：「【参考資料】北海道滝川市の構造改革特区申請について」参照）。

1）政省令で検討すべき論点

1.1. 新エネルギーの定義に関わる論点

- 廃棄物の抑制方法について
 - ✓ マテリアルリサイクルを阻害しないこと
 - ✓ CO2 排出を実質的に増加させないこと
 - ✓ 他の自然エネルギー普及を阻害しないこと
- 中小水力の扱いおよび規模・基準の設定について
- 地熱の扱いについて
- 設備認定について

1.2. 新エネルギーの利用目標および基準利用量について

- 利用目標の水準について
- 基準利用量の設定について
- 基準利用量の「取引き」について
- 基準利用量の「緩和」について

- 既存の新エネの扱いについて

1.3. RPS 制度設計について

- 運用上の「証書」発行可能性について
- 供給区域に拠らない「RPS 枠」売買について(売り手の自由と市場の流動性の確保)
- 「RPS 枠」取引に伴う「価値」の移転と整合性について
- 競争力の劣る新エネルギー技術への支援について

2) 3年後の次回法改正に関わる論点

- 2.1 普及方策に関わる論点
- 2.2 法の目的、とくに地球温暖化防止について
- 2.3 「新エネルギー」の用語および定義について
- 2.4 義務づけ対象について
- 2.5 RPS 制度設計について
 - 証書の発行について
 - ペナルティの設定について

3) その他、法・政省令にかかわらない共通の論点

- 3.1 民間の自主的な取り組み(とくにグリーン電力証書)との調和について
- 3.2 系統の整備、補助、費用負担のあり方について
- 3.3 北海道電力の「25 万 kW 枠」について
(当日配布資料「【参考資料】北海道電力「15 / 25 kW」の説明資料」参照)
- 3.4 太陽光発電の余剰電力買取メニューなどについて

6 全体討論

大林 ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

・東京電力からの話で、環境価値に上限を設けるといった話があった。私たちとしては、上限だけではなく下限値を設けることによって、保証すべきだと言ってきた。上限だけというのは、電力会社に配慮した措置であって、それだけでは問題ではないか。

正田 剛 (日本自然エネルギー株式会社)

・上限価値というのは、RPS 部分の取引価値であって、政府のシミュレーションでは上限を 15 円/kWh と設定していたと思う。上限をつけないということは、どんなに高い新エネルギーでも枠さえ設定すれば受け入れられるということ。例えば、15 円/kWh は、炭素換算トンあたり 15 万円かけて温暖化対策をするということになる。新エネだという理由だけで、そこまで負担をして進めていくべきか、それならば省エネを頑張った方がいいではないかという議論になってしまう。そのような事態になるなら、さっさと炭素税を入れてほしいというのが私の意見。

池田 こみち (環境総合研究所 / 環境行政改革フォーラム)

- ・今の意見に賛成。

- ・飯田さんが出した「政省令で議論すべき論点」の1の部分で、廃棄物の抑制方法についての論点を3つ掲げているのが、もうひとつ明確に環境の負荷を高めないという論点を入れた方が良いと思う。二酸化炭素の削減は地球的な視点から必要だが、その一方で、ローカルに施設ができたところで過大な負荷がかかる可能性がある。これはどうしても入れておかなければならない。

- ・設備認定について。廃プラの施設などができた際に、アセスメントのようなものがどのようになされるのかという論点がある。今のアセスメントではとても不十分なので、それを誰がどのように評価するのかを担保される必要がある。

- ・モニタリングの体制をどうするのかについても、当初から論点に入っていないと、作ったもの勝ちという事態に陥りかねない。コストの面からいってもバランス的に合わないのではないかと思う。そういった面からも省エネ・省資源化を進めていくのが筋なのではないかという論点も入れていただきたい。

藤原 寿和（止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク）

- ・経産省もNEEDなどでガス化溶融炉など開発を進めている。本法とその辺りの関係はどのようになっているのか。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・電力技術課と新エネルギー部の関係は聞いていない。内部で聞いた話だと、閣議決定の直前まで内部で廃プラについてもめていたようだ。環境省も最後まで廃棄物を入れるべきではないと主張し、経産省でも最後には廃棄物をはずそうという議論も出ているのだが、前の河野長官が新エネ部会で答申した目標値の中に廃棄物が入っているのに対象としないのはおかしいという鶴の一声で外れなかった、という話がある。

- ・総合エネ調査会で設定された「1910万kl導入目標」が、金科玉条になってしまっていて、それを達成するには廃棄物が入っていないと難しいという考えもあり、入った。

吉岡 洋介（奈良県緑化推進協会）

- ・論点の2ページの設備認定について質問。経済産業省が設備認定をどこまで真剣に頑張ってもらえるのかについて非常に疑問を持っている。電気事業法では、入り口で事前同意をもらってきなさいということになっている。事前同意というのは電力会社にチェックを受けるものだが、これはワンサイドゲームになってしまう。本法の設備認定はこの辺りのことも踏み込んでいるのか。つまり、事前同意が必要なく認定してもらえるのかということに疑問を持っている。ワンサイドゲームのままだと、入り口で小規模で経済性も確立していないこともある自然エネルギーの導入が座礁するという可能性があるからだ。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・（先程の東電・吉田さんの話では）設備認定の前に電力会社に接続されていないといけないという話だった。これでは、優先接続とは順番が逆になってしまっている。

- ・北海道では、既存の枠でマイナス枠になってしまっていて、買取のインセンティブはないだろうと。利用目標が埋まっている、さらに25万キロワット制限があるという2つの壁がある。これは非常に大

変な問題。

- ・東北はマイナス枠なのか。

吉田 恵一（東京電力株式会社）

- ・東北電力は東京電力よりも状況はいいということは確か。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・東京電力と東北電力が RPS 枠の取引について交渉をしているのか。

吉田 恵一（東京電力株式会社）

・まだ制度自体が定まっていないので、具体的に個別にやるというところまではいたっていない。我々もほしければ、当然関西電力もほしいということになると思うし、電力会社間でどういう形の獲得合戦になるのかわからない。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

・事前に先週新エネ部会の説明を受けた際、RPS 枠の取引をするのに電力会社が電源ごとに電気をいくらで買い取るのかというメニューのようなものを一定のガイドラインで公表する必要があるのではないか、そうでないときちんとした取引市場が出来ないのではないかと。たとえば、トーマンなら 2 円で買い、東北自然エネ開発なら 6 円で買うというようなことがあったら、まずいだろうというような話をした。そうすると資エネ庁側の反応が鈍く、それは電力会社が自主的にやることだろうと突き放していた。本来なら規制で定めたほうがいいだろうが、少なくとも、余剰電力購入メニュー相当のようなものを出さないと、RPS 枠の取引ができないだろうと思う。堀さん、吉田さんはどのように考えるか。

吉田 恵一（東京電力株式会社）

・確かに極端に A 社と B 社の申し出が違ふのは問題ではないかと思う。事業者間ということになると、各社で電源の構成も異なっているため、必ず全国一律の価格になるとは限らないと思う。ただ、一定のメニュー的なものを公表するかについては、今後ボリュームや手続き上の公平性といった観点から、政省令が出て実際のスキームを検証した上で考えていきたい。

堀 俊夫（風力発電事業者懇話会）

・固定価格制をやらないという前提で、市場メカニズムを入れるということ。これは、どのような目標値を入れるかという際に相反する部分がある。特に産業廃棄物を入れるということで、これは全部が産業廃棄物になってもいいということになる。一方で、「1910 万 kl 目標」は電源ごとであり、両者は矛盾する。そこをはっきりさせないと、市場が立たなければ新エネルギーの事業者として、電力の契約書がない時点でどうやって事業をするのかと。固定買取制をやらないのであれば、どのような市場になるのかということ。接続もなければ、推進しろといわれてもできない。市場メカニズムを入れるということで、自然エネルギーで競争して、崩すということがないと、各エネルギーごとの目標値はないと思う。

渡辺 雅樹（持続可能社会研究会）

・この法律で重要なものだったのは、接続義務について。経済産業省の設備認定の前に、電力会社の認定があるような感じになってしまっていて、スピードを要求されるときに複雑な制度になってしまっている感がある。政省令できちんと制定してくれればいいが。どうも今の状態だと、あやしい。

・3年の猶予期間の間は新たな系統の強化はしないということだが、これは非常に問題。今の日本は新しい需要に対してお金は沢山あるのに、誰も事業をやらないという状況で景気が低迷している。最も有効な送電線の強化などに後ろ向きであることが信じられない。これまで社会ニーズ国家ニーズがあるのに、なぜ進まないのかと思う。政省令で接続義務に近いものを入れる。もし仏を作って魂を入れないようなものになってしまったら、次期通常国会において議員の方に追加法律を出していただきたい。こんなにニーズがあるものをまだ議論するというのは、ありえないと考える。是非論点の最優先に入れていただきたい。

正田 剛 （日本自然エネルギー株式会社）

・今の指摘について。電気事業が昔のような地域独占体制のままだったら、いまの論法は成り立つと思う。つまり、いくらコストがかかってもそれを電気料金に反映させてみんなで負担するということ。しかし、それではまずいということになり電力自由化が始まって、電力というエネルギーといえども他の化石燃料や自家発電などと競合関係にあり、それを大筋よしとしていたと思う。その中で電力というエネルギーだけに利用度の低い投資をするのが必要かということをしちゃんと議論する必要がある。つまり、利用度の低い送電線を日本全国張り巡らせ、誰も使わない高速道路を建設するようなことを繰り返して、エネルギー単価をどんどん上げていくということをしていいのかという懸念があって、きちんと検討していこうということになったと思うので、その辺りを目配りする必要があると思う。

吉岡 洋介 （奈良県緑化推進協会）

・新エネの法律になって面食らったのだが、これまで私たちは自然エネルギーの推進に取り組んできた。自然エネルギーは小規模分散型エネルギーなので、大規模なものはあまりない。ネットワークをワンサイドゲームで電力会社をお願いしなくてはならないというのは、非常に辛い。発電開発業者、電力会社、経済産業が対等関係で議論したい。

飯田 哲也 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

・電力会社だけを責めても、今は制度の移行期だから仕方ない。仮に今東北電力に送電線を作れといったら、東北電力の料金が上がってしまうのが現状。また、電力会社の上のほうの人は未だに垂直統合したがつているが、分割して送電コストが透明になれば、自然エネルギーのための系統補強と負担のあり方もきちんと議論されてくると思う。

・また、経産省も縦割りで、新エネ部は系統のことに関しては口を出せない。それを議論していて感じるし、彼らは全くよそのこととして任せるしかない。電力自由化の担当は、新エネルギーのことは全く考えていないという状況。その辺りを頭の部分で統合していかないと、とても分裂的にエネルギー政策になってしまう。自然エネルギーという誰でも合意できることですら、これだけの分裂的になってしまう。いずれにしても、電力自由化の中の系統の議論に、我々も入っていかなくてはならない。古い仕組みの中に、新しい制度を入れようとしているため、なかなかうまく行かなくなっている。

畑 直之 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・系統連系の話が、飯田さん作成の「政省令で議論すべき論点」の整理の中で、1 や 2 に入らず、3（「その他、法・政省令に関わらない共通の論点」）に入れられているのは、そういう意味か。

飯田 哲也 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・その通り、実質的に今回の法律の中では議論できない、現実を見据えた分類。しかし一番重要な問題。

吉田 恵一 （東京電力株式会社）

- ・吉岡さんの言っていたことに関して、決して新エネ発電事業者に対して優越的な立場にあると考えているわけではない。株主との関係、お客さんとの関係などにも配慮しながら、合意点を見つけて対応していきたいと思っているのだ。

大林 ミカ （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・今回出された論点は、次回の新エネ部会に飯田から提出させていただく。
- ・電力会社ごとの新エネ量の違いに関連して、前回ある県の方からすでに電力会社から買い控えを受けているという報告があったので、企業局にアンケート調査を行っている。その点に関して、飯田さんから。

飯田 哲也 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・「【参考資料】廃棄物関係メモ（10月10・11日付け藤原・関根のメモ）」について説明
- ・「【参考資料】水力発電等の売電等に関する調査」について説明
- ・「【参考資料】北海道電力「15 / 25 kW」の説明資料」について。25 万 kW 評価の妥当性の問題がある。また、妥当だとしても北本連系の補強等で、北海道地域に国民全体での公平な負担のもとに自然エネルギーの普及が進められるような系統接続ができないのか。現時点では新エネ部からはこのような意図を感じない。北本連系線はもっと使えないのか。今のところはプラスマイナス 6 万 kW しか系統需給調整に使わない、これは 60 万 kW の 10% ということで。使うのならばいくらでも使ってもいいよと電発は言っているようだが、難しいのか。

吉田 恵一 （東京電力株式会社）

- ・北海道は 60 万 kW しか連系がなく、電源規模が小さい地域なので、連系線に余裕を持っておかないと、北海道の発電所にトラブルなどが起こった場合対応できないという問題があるのだと思う。

飯田 哲也 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・交流でつないでしまえば問題はないのか。

吉田 恵一 （東京電力株式会社）

- ・容量の問題だと思う。

飯田 哲也 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

・「【参考資料】RPS 法策定過程の資源エネルギー庁と法制局のやりとり」について。1 年前の秋 10 月 15 日から R P S に関して法制局第 4 部と資源エネ庁がやり取りを始めている。審議をやっている最中に、実質的な内容が決まっていたということがある。2 ページ目以降を見ると、既存設備に関しても 12 月 17 日に「憲法 14 条に抵触するので、過去の努力を無視することはできない」として、大体の結論が出ている。証書取引がなくなった経緯、既存設備が対象に含まれるに至った経緯、その他もろもろの点について、内容ごとに整理をしているので理解できると思う。年明け 1 月 4 日には大体決まっていたということだ。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

・系統連系については今回の法律では無理かもしれないが、平行してやっていくべき重要な論点だという印象を受けた。地熱と太陽光については、次回以降にお願いしたい。経産省も今回出席いただけなかったが、次回以降は何とかという連絡を頂いている。

・次回以降は、各立場からの報告の続きということで、正田さんに証書を扱っている事業者として、風力発電の市町村全国協議会の代表の北海道苫前町の久保田町長においでいただくことになっている。今回は 11 月 28 日。

●第 2 回「自然エネルギー市民委員会」出席者リスト（敬称略、委員及びオブザーバーのみ）

A. 委員

NGO

鮎川 ゆりか	（世界自然保護基金日本委員会）
池田 こみち	（環境総合研究所 / 環境行政改革フォーラム）
岡崎 時春	（F o E J A P A N）
河田 鐵雄	（ホームサイエンス舎）
坂本 勇夫	（ソフトエネルギープロジェクト（佐藤一子委員代理））
畑 直之	（気候ネットワーク / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）
藤原 寿和	（止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク）
吉岡 洋介	（奈良県緑化推進協会）
渡辺 雅樹	（持続可能社会研究会）
飯田 哲也	（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）
大林 ミカ	（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）」

自然エネルギー事業者

正田 剛	（日本自然エネルギー株式会社）
西田 圭一	（太陽光発電協会）
堀 俊夫	（風力発電事業者懇話会）

研究者

伊藤 康	（千葉商科大学助教授）
------	-------------

B. オブザーバー

NGO

関根 彩子 (グリーンピース・ジャパン)

地方自治体

小林 俊也 (三重県総合企画局特定重要課題チームエネルギー政策グループ)

条 浩子 (和歌山県企画部地域振興課主査)

谷口 信雄 (東京都環境局総務部企画課)

遊佐 雅宣 (宮城県議会議員)

国会議員 (秘書の代理を含む)

愛知 治郎 (参議院議員・自由民主党)

金田 誠一 (衆議院議員・民主党)

河野 太郎 (衆議院議員・自民党)

近藤 昭一 (衆議院議員・民主党)

佐藤 昭郎 (参議院議員・自由民主党)

左藤 章 (衆議院議員・自由民主党)

鮫島 宗明 (衆議院議員・民主党)

筒井 信隆 (衆議院議員・民主党)

野沢 太三 (参議院議員・自由民主党)

福島 瑞穂 (参議院議員・社会民主党)

山内 恵子 (衆議院議員・社会民主党)

山口 泰明 (衆議院議員・自由民主党)

松本 和那 (衆議院議員・自由民主党)

渡辺 博道 (衆議院議員・自由民主党)

一般電気事業者

吉田 恵一 (東京電力株式会社企画部調査グループ課長)